

## やまぐち新進アーティストバンク設置要綱

### (目的)

第1条 やまぐち新進アーティストの作品や取組を広く紹介し、市民からの文化芸術活動に関する依頼に応え、アーティストの才能を市民に還元することで、アーティストが市民の暮らしを彩り、市民がアーティストの暮らしを支える仕組みを創出することを目的としてやまぐち新進アーティストバンク(以下、「バンク」という。)を設置する。

### (事業)

第2条 バンクは、次に掲げる事業を行う。

- (1) アーティストの登録、更新に関すること。
- (2) アーティストと利用者のマッチングと情報提供に関すること。
- (3) その他、設置目的の達成に必要なこと。

### (登録要件)

第3条 バンクに登録するアーティスト(以下、「登録者」という。)は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) やまぐち新進アーティスト大賞受賞者
- (2) やまぐちACS賞受賞者
- (3) 審査委員賞受賞者

### (利用方法)

第4条 利用者は、やまぐち新進アーティストバンク利用申請書(様式第1号)を提出するものとする。

2 利用申請があった場合は、市は登録者に依頼し、賛同が得られた登録者について、利用者に紹介するものとする。

3 利用内容に関わる事項については、利用者と登録者間で協議を行うものとする。

4 利用者は、事業終了後速やかにやまぐち新進アーティストバンク利用報告書(様式第2号)を提出するものとする。

### (利用の制限)

第5条 市は、利用者がバンクの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を許可しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する活動を行う、又は行うおそれがあると認められる場合
- (2) 政治若しくは宗教活動を目的とする場合
- (3) 営利活動を主たる目的とする場合
- (4) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる場合
- (5) 暴力団員及びこれに準じる団体が関わっていると認められる場合
- (6) その他市が許可しないことが適切であると認める場合  
(利用に係る経費等)

第6条 利用者は、登録者の支援等を受けた場合、謝金等を支払うものとする。

2 謝金、交通費、その他活動に要する諸経費については、利用者と登録者間で協議し決めることができる。

(個人情報取扱い)

第7条 市がバンクを通じて知り得た個人情報については、この要綱に規定する目的以外に利用しない。

第8条 バンクの事務局は、山口市交流創造部文化交流課内に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。